

第35号議案

令和2年度 豊後大野市電気事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度豊後大野市電気事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年間販売電力量	2,500,000	k w h
(2)	1日平均発電量	6,849	k w h

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業収益			110,202 千円
第1項	営業収益			110,000 千円
第2項	財務収益			1 千円
第3項	事業外収益			200 千円
第4項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	電気事業費用			80,904 千円
第1項	営業費用			67,103 千円
第2項	事業外費用			8,800 千円
第3項	特別損失			1 千円
第4項	予備費			5,000 千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			10,767 千円
第1項 資本金			10,766 千円
第2項 利益剰余金			1 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			5,301 千円
第1項 電気事業固定資産			5,300 千円
第2項 利益剰余金			1 千円

(特例的収入及び支出)

**第4条の2** 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ9,663千円及び4,588千円である。

(一時借入金)

**第5条** 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第6条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第7条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,224 千円

(利益剰余金の処分)

**第8条** 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち1千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 豊後大野市一般会計納付金 1 千円

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏